

指定給水装置工事事業者 確認事項

提出日： 年 月 日
☐ 指定
☐ 更新

氏名又は名称
郵便番号及び住所 〒
代表者氏名
電話番号 ()

※該当する□に、☒チェックをつけてください。

1 (公社)日本水道協会石川県支部が主催する指定給水装置工事事業者研修会の受講実績(過去5年以内)

受講実績(過去5年以内) ※西暦にて記載してください。	公表の可否
受講した年度を記入してください。 年度 ※修了証の写しを添付してください	☐ 可
過去5年以内に受講実績がない場合は、未受講の理由を記入してください。 (未受講の理由) ※非公表	☐ 不可

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 休業日・営業日・営業時間	公表の可否
休業日： ☐ 土曜日 ☐ 日曜日 ☐ 祝日 ☐ 年末年始 ☐ お盆 ☐ ゴールデンウィーク ☐ その他 ()	☐ 可 ☐ 不可
営業時間： 時 分 ~ 時 分	
(2) 漏水等修繕対応	公表の可否
漏水等修繕対応の可否： ☐ 可 ☐ 不可	☐ 可 ☐ 不可
可の場合 → 修繕対応時間等について、○をつける 又は 時間を記入する 修繕対応時間（修繕業務）： 24時間 対応 / 時 分 ~ 時 分	
☐ 屋内給水装置の修繕 ☐ 宅地内埋設部給水装置の修繕	
(3) 対応工事種別	公表の可否
☐ 配水管からの分岐 ~ 水道メーター	☐ 可 ☐ 不可
☐ 水道メーター ~ 宅内給水装置	
(4) 問い合わせ電話番号	公表の可否
電話番号： ()	☐ 可 ☐ 不可

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。
- ※ 業務内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

給水装置工事主任技術者等に対して、外部機関による研修、自社内研修の機会を確保するよう努めなければならないことについての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

※法 = 水道法

受講者名(公表対象外)	研修会名・実施団体等	受講年月日
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修 研修会名：	
	実施機関名：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修 研修会名：	
	実施機関名：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修 研修会名：	
	実施機関名：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修 研修会名：	
	実施機関名：	
	☐ 自社内研修 研修内容：	年 月 日
	☐ 外部機関研修 研修会名：	
	実施機関名：	
研修会名・実施団体・受講年月日等内容の公表 → 公表の可否 ☐ 可 ☐ 不可		

- ※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記入してください。
- ※ 外部機関の研修を受講した場合は、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※ 研修受講実績が多く行数が不足する場合は、必要に応じてコピー等にて対応をお願いします。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※法 = 水道法

- 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行する。 → 下記の表に記入してください。
- 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない。 → 下記の表への記入は、任意です。

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記入してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験の有無	保有している資格の有無		工事 年度
		資格の区分		
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度
	☐ 経験あり (年 ～ 年) ☐ 経験なし	☐ 有 ☐ 無	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ (※①～④の詳細は、表外下欄 参照)	年度

上記内容の公表の可否

☐ 可 ☐ 不可

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 公表を可としている事項であっても、公表しないことがあります。

※ 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※ **資格の区分**：①～④の資格についての詳細は、次のとおりです。

- ① 水道事業者等によって行われた試験・講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）